

第17節 その他

本規程の第1節乃至第16節の規定を適用することができない利用方法により著作物を利用する場合は、著作物利用の目的および態様、その他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができる。

附 則

(実施の日)

この使用料規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日(平成13年11月1日)から実施する。但し、第13節BGMの規定については平成14年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第9節2有線テレビジョン放送(CATV)等及び第12節インタラクティブ配信の規定については平成14年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第1節1上演形式による演奏及び第1節2演奏会における演奏の規定については、平成15年10月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第1章総則の備考及び第2章第8節ビデオグラムの規定については、平成16年7月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第12節インタラクティブ配信の規定については、平成17年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 1 章 総則、第 2 章 第 5 節 オーディオ録音、第 13 節 C Dグラフィックス等、第 14 節 カラオケ用 I Cメモリーカード、第 15 節 その他の規定については、平成 18 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 2 節 放送等及び第 11 節 インタラクティブ配信の規定については平成 19 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 1 節 3 演奏会以外の催し物における演奏、4 カラオケ施設における演奏等、5 ダンス教授所における演奏等及び 6 社交場における演奏等の規定については、平成 19 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 1 章 総則、第 2 章 第 8 節 有線放送等の規定については、平成 20 年 8 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 10 節 業務用通信カラオケの規定については、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 1 節 6 フィットネスクラブにおける演奏等の規定については、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 1 節 7 カルチャーセンターにおける演奏等の規定については、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 1 節 1 上演形式による演奏、2 演奏会における演奏、3 演奏会以外の催物における演奏の規定については、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 3 節 映画 1 録音の規定については、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 9 節 貸与の規定については、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 11 節 インタラクティブ配信（インタラクティブ配信の備考）⑥（音楽を利用している広告に関する取扱いの特例）については、平成 25 年 8 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 3 節 映画 2 上映の規定については、平成 26 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 10 節 業務用通信カラオケの規定については、平成 26 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 4 節出版等の規定については、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 11 節インタラクティブ配信の規定については、平成 28 年 2 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 1 章 総則、第 2 章 第 15 節 広告目的で行う複製、第 16 節 ゲームに供する目的で行う複製の規定については、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 12 節 BGMの規定については、平成 28 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 7 節 ビデオグラム録音の規定については、平成 28 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章第 1 節 4 カラオケ施設における演奏等、10 音楽教室における演奏等の規定については、平成 30 年 3 月 7 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章第 9 節貸与の規定については、平成 30 年 5 月 1 日から実施する。